

## 熊本県災害公営住宅等整備指針運用基準

### 第1 基本事項

この基準は、熊本県災害公営住宅等整備指針（平成28年12月28日施行）（以下、「整備指針」という。）第13の規定に基づき、整備指針の運用について必要な事項を定める。

### 第2 災害公営住宅等の性能

災害公営住宅等を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能は、別表のとおりとする。ただし、災害公営住宅等の事業主体である市町村が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

### 第3 学識経験者等の助言

整備指針第12に規定する学識経験者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) くまもとアートポリスコミッショナー及びアドバイザー
- (2) くまもとアートポリスコミッショナーが推薦する者
- (3) その他の学識経験者、有識者等で、県と市町村とが協議のうえ選定した者

### 附則

この基準は、平成29年2月14日から施行する。

別表（災害公営住宅等を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能）

	性能評価 <sup>※1</sup> 事項	等級	特記事項	(参考)技術的助言 <sup>※2</sup>												
耐震等級	1-1 耐震等級 [最高：等級3]	木造：等級3 非木造：等級1	<p>[木造]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱、筋かいの位置・向き及び上下階の耐震壁の位置について適切に設計を行うこと。</li> </ul> <p>[非木造]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計にあたっては、重要度係数を考慮して行うこと。なお、地震地域係数に重要度係数を乗じた値が1.0未満の場合は、当該値を1.0として設計を行う。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途</th> <th>重要度係数<sup>*</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>共同住宅・長屋</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>避難所とし位置づけられた集会所</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>②以外の集会所</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ルート3の場合だけでなく、ルート1・ルート2の場合においても考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バランスの良い平面計画とし、やむを得ずピロティや塔状部分を設ける場合は、構造検討を行うこと。</li> <li>雑壁スリット等で建具の開閉に支障のないよう適切に計画すること。</li> <li>EXP. Jは振動時の挙動も考慮し設計すること。</li> <li>必要に応じ杭頭補強を検討すること。</li> </ul>		用途	重要度係数 <sup>*</sup>	①	共同住宅・長屋	1.0	②	避難所とし位置づけられた集会所	1.25	③	②以外の集会所	1.0	設定なし
		用途	重要度係数 <sup>*</sup>													
①	共同住宅・長屋	1.0														
②	避難所とし位置づけられた集会所	1.25														
③	②以外の集会所	1.0														
温熱環境	5-1 断熱性能等級 [最高：等級4]	等級4		等級4 ただし、これにより難しい場合は、等級3												
音性能	8-1 重量床衝撃音対策 [最高：等級5又はスラブ厚27cm以上]	等級2又は相当スラブ厚15cm以上（RC・SRC以外は11cm以上）		等級2又は相当スラブ厚15cm以上（RC・SRC以外は11cm以上）												
	8-4 透過損失等級（外壁開口部） [最高：等級3]	等級2		等級2												
劣化の軽減	3-1 劣化対策等級 [最高：等級3]	等級3（木造は等級2）		等級3（木造は等級2）												
維持管理への配慮	4-1 維持管理対策等級（専用配管） [最高：等級3]	等級2		等級2												
	4-2 維持管理対策等級（共用配管） [最高：等級3]	等級2		等級2												

空気環境	6-1 ホルムアルデヒド 対策 [最高：等級3]	等級3		等級3
高齢者等への配慮	9-1 高齢者等配慮対策 等級 (住戸内) [最高：等級5]	等級3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計にあたっては、基準性能を等級3又は等級4とした場合であっても、項目ごとに上位等級の基準を積極的に採用すること。</li> <li>・「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（平成15年2月）」を参考にすること。</li> </ul>	等級3
高齢者等への配慮	9-2 高齢者等配慮対策 等級 (共用部) [最高：等級5]	等級3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計にあたっては、基準性能を等級3又は等級4とした場合であっても、項目ごとに上位等級の基準を積極的に採用すること。</li> <li>・「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（平成15年2月）」を参考にすること。</li> </ul>	等級3
<p>※1：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）</p> <p>※2：公営住宅等整備基準について（技術的助言）（平成24年1月17日 国住備第196号）</p>				